

国土利用計画（岡山県計画）の変更について

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条の規定に基づき、国土利用計画（岡山県計画）の全部を別冊のとおり変更するものとする。

(参考)

国土利用計画法抜粋

(都道府県計画)

第7条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。

2 略

3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聞くとともに、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

4～8 略

9 第3項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

国土利用計画法施行令抜粋

(全国計画、都道府県計画及び市町村計画の計画事項)

第1条 国土利用計画法（以下「法」という。）第5条第1項の全国計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 國土の利用に関する基本構想

二 國土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

三 前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2 法第7条第1項の都道府県計画を定める場合には、当該都道府県の区域における国土の利用に関し前項各号に掲げる事項について定めるものとする。

3 略

国土利用計画（岡山県計画）（案）

—第一回 次—

平成 年 月

岡 山 県

目 次

前 文

第1 県土の利用に関する基本構想	1
第2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 及び概要	6
第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	8

前 文

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、岡山県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関する基本的事項を定めた計画であり、岡山県土地利用基本計画及び県下の市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画の基本となるものである。

第1 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

本県は、瀬戸大橋をはじめ高速道路網や鉄道網、空港、港湾などの交通基盤が充実し、陸海空の高速交通の結節点となっており、人的・物的交流の拠点として一層の飛躍が見込まれる。このため、その優位性を活かし長期的な視点に立った土地利用が求められている。

(1) 県土利用における現状と課題

(ア) 人口減少社会の到来と急速な少子高齢化の進展の中で、市街地の拡大傾向が弱まるとともに、人口密度の低下が進むことが見込まれる。

都市地域においては、一部の利便性の高い地区での人口増加の一方、それ以外の地域では人口減少が予想され、中心市街地の空洞化、虫食い的な低未利用地の増加などにより、全体として土地利用の効率の低下などが生じている。

このような状況から、農地から宅地への転換など地目間の土地利用転換は鈍化しているものの、地区によっては土地の収益性や利便性に対応した新たな集積なども見込まれるため、土地需要の調整や効率的利用の観点から、引き続き県土の有効利用を図る必要がある。

(イ) 近年の災害の増加、被害の甚大化の傾向や、東南海・南海地震発生への懸念に加え、都市における諸機能の集中やライフラインへの依存の高まり、中山間地域等における農地や森林の管理水準の低下や地域コミュニティの弱体化などが進行している。

また、地球温暖化の進行や地球規模での生態系の危機等、自然環境への負荷の増大に伴って生じる諸問題への対応が切実なものとなっている。

さらに、里地里山をはじめとする美しい農山漁村の保全、水や緑の豊かな都市空間の創出など、自然とのふれあいや心の豊かさ等に対する志向が高まっている。

こうした中、自然と共生した潤い豊かな社会の形成を目指すため、美(うるわ)しくゆとりある県土利用をさらに進め、県土利用の質的向上を図ることが特に重要となっている。

(ウ) 人々の価値観やライフスタイルの多様化の中で、宅地や建物、道路、緑地など個々の土地利用を一連のものとしてとらえて快適性や安全性を考えていこうとする意識が高まっている。

また、交通網の発達などによって人々の行動範囲が拡大する中で、例えば、都市近郊での大規模集客施設の立地と既存中心市街地での低未利用地の増加が連動するなど、特定の土地利用が他の土地利用と相互に関係する状況が見られる。

このため、地域の様々な土地利用をそれぞれ別個のものとしてとらえるのではなく、土地利用の相互関係の深まりや多様な主体の関わりの増大などを踏まえ、県土利用について総合的にとらえていくことの重要性が高まっている。

(2) 県土利用の基本方針

今後の県土の利用に当たっては、前述の県土利用をめぐる現状や課題を踏まえ、限られた県土資源の有効利用と適切な維持管理を図ることにより、県土をより良い状態で次の世代へ引き継ぐ「持続可能な県土管理」を行うことが重要である。

(ア) 宅地などの都市的土地区画整理事業については、県民生活の向上や経済活動の展開を考慮し、自然との調和、土地の高度利用、低未利用地の有効利用の促進等により、計画的に良好な市街地の形成と再生を図る。

他方、農用地や森林、河川などを含む自然環境の保全のために維持すべき自然的土地利用については、地球温暖化防止、水や大気といった自然循環システムの維持、食料の安定供給の確保、生物多様性の確保^{*}等に配慮しつつ、適正な保全と利用を図る。

土地利用の転換については、転換された土地利用の復元が容易でないことや自然環境に与える影響等を考慮し、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

*生物多様性の確保・・・多くの生物や生息環境が健全な状態で保全されていること

(イ) 県土利用の質的向上に関しては、①安全で安心できる県土利用、②循環と共生を重視した県土利用、③美（うるわ）しくゆとりある県土利用の三つを基本とする。

① 安全で安心できる県土利用

災害に対する地域ごとの特性や被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方を踏まえた適正な県土の利用を基本とし、被害拡大の防止や復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、ライフラインの安全性の向上、河川の改修、砂防設備や治山施設の整備などによる水系の総合的管理、農用地や森林の管理保全による県土保全機能の向上等を図ることにより、災害に強い県土づくりを進めていく必要がある。

② 循環と共生を重視した県土利用

地球温暖化防止対策をはじめとする地球環境の保全は人類共通の課題であり、健全で恵み豊かな環境を次の世代へ継承するため、環境への負荷の低減、都市的土地区画整備に当たっての自然環境への配慮等により、人と自然とが共生する持続的発展が可能な県土利用を進める必要がある。

③ 美（うるわ）しくゆとりある県土利用

地域の豊かな自然、美しい農山漁村・都市景観、歴史的まちなみ等の人や自然の営みを次の世代に引き継ぐためにも、潤い豊かで個性ある景観の保全・形成等を進め、地域が主体となってその魅力や資源を守り育み、その質を総合的に高めていくことが重要である。

このため、棚田をはじめとする里地里山の保全、水や緑に親しむ都市空間の整備、歴史的・文化的風土の保存等を進め、自然的・社会的条件等を踏まえた美（うるわ）しくゆとりある県土利用を進める。

（ウ）土地利用をめぐる様々な関係性の深まりや多様な主体の関わりの増大を踏まえ、地域においては、県土利用の基本的な考え方についての合意形成を図り、それぞれの地域の実情に即した取組を行う必要がある。

また、人口減少や農林水産業の担い手不足等により県土の管理能力の低下が懸念される中で、国や県、市町村、土地所有者等による管理に加え、都市住民や企業・NPO等多様な主体による森づくりや農地の保全、地産地消の取組等、県民一人一人がその一翼を担う協働による県土管理を促進していく必要がある。

2 地域類型別の県土利用の基本方向

都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用の基本方向は、以下のとおりとする。

（1）都市（人々が密集して生活・生産活動を展開している地域）

人口減少と高齢化の進展等により、市街地における人口密度の低下などが予想されることから、これを環境負荷の少ない、豊かで暮らしやすい都市形成のための好機ととらえ、安全でゆとりある都市環境を整備することが重要となっている。

このため、日常生活に必要なサービスを身近な生活圏において確保することができるまちづくりを推進する。既成市街地においては、再開発等により土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進する。

また、都市と周辺の農山漁村の相互の機能分担、交流・連携を促進するとともに、新たな土地需要がある場合には、農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換は抑制することを基本とし、既存の低未利用地の再利用を優先させながら、効率的な土地利用を図る。

あわせて、美しいまちなみ景観の形成、豊かな居住環境・緑地及び水辺空間に配慮した自然環境の再生・創出などにより、美（うるわ）しくゆとりある環境の形成を図

る。

(2) 農山漁村（自然的地域のうち人為的な影響が強い地域）

優良農用地及び森林を確保し、その整備と利用の高度化のため、地域住民を含む多様な主体の参画や景観・生態系の維持・形成を図るとともに、農業生産条件が不利な地域においてはその是正のための取組等を推進する。

特に中山間地域における農山漁村においては、過疎化、高齢化が進み、集落の担い手不足による耕作放棄地の増加や森林の荒廃、農林水産業における生産活動の低下等による公益的機能の弱体化、さらには貴重な伝統文化の消滅、地域コミュニティの崩壊の危機といった様々な問題が生じている。一方で、中山間地域は食料や水の供給地として重要な役割を有し、県民の憩いと安らぎの交流空間としての役割を担っており、都市との機能分担や交流・連携を促進することにより、県土の適切な管理と保全を図る。

(3) 自然維持地域（自然環境の保全のために維持すべき地域）

原生的な自然やすぐれた自然の風景地、また、野生生物の重要な生息・生育地となっており、生物の多様性を確保する観点から適正に保全することが必要である。

また、自然環境が劣化している場合には再生し、野生鳥獣の保護と被害対策、外来生物の侵入防止の推進により、野生生物の生息・生育空間の確保を図る。

さらに、自然体験型の環境学習など自然とのふれあいの場としての利用を図る。

3 利用区分別の県土利用の基本方向

県土の利用区分は、農用地（農地、採草放牧地）、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地（住宅地、工業用地等）、その他とし、利用区分別の県土利用の基本方向は、次のとおりとする。

なお、各利用区分を別個にとらえるだけでなく、安全で安心できる県土利用、循環共生を重視した県土利用、美（うるわ）しくゆとりある県土利用といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意する必要がある。

(1) 農用地

農用地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農業が将来にわたり持続的かつ安定的に発展するよう、効率的な利用と生産性の向上に努める。また、農産物の長期的な需給動向を考慮し、県内の農業生産力の維持強化に向け必要な農用地の確保と整備を図るとともに、とりわけ近年大きな課題になっている耕作放棄地について、発生防止や復元に努める。

また、食料の安定供給をはじめ、県土・自然環境の保全、美しい景観の形成、地域文化の伝承等、農業・農村の有する多面的機能が適切に發揮されるよう努める。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成の観点から、保全も視野に入れ計画的な利用を図る。

(2) 森林

人々の意識が快適で安心できる暮らしや心の豊かさを重視する方向へと変化している中、木材などの生産、水源のかん養、山地災害の防止、地球温暖化の防止などの多面的な役割を果たしている森林の役割が改めて見直されている。このため、林産物の安定供給のほか森林の持つ公益的機能を高める森づくりを推進し、より健全で豊かな姿を次の世代に継承できるよう努める。

さらに、原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

(3) 原野

原野のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から、保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川氾濫地域における安全性の確保、農業用排水施設の整備等に必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環系^{*}の構築等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペース等多様な機能の維持・向上を図る。

*健全な水循環系・・・流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下に、ともに確保されている状態

(5) 道路

一般道路については、経済活力の向上や広域的な交流・連携による豊かな地域づくりを促進するため、施設の適切な維持管理を通じて持続的な利用を図るとともに、整備に当たっては、安全性、快適性等の向上や環境の保全に十分配慮しながら、必要な用地の確保を図る。都市においては、道路緑化の推進等沿道環境に配慮し、良好な環境の保全・創造に努める。中山間地域における農山漁村においては、医療や福祉、教育、文化施設と集落を結ぶ日常生活に密着した道路を地域の実情に合わせて整備する。

また、農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全と調和に十分配慮する。

(6) 宅地

住宅地については、快適で豊かな住生活の実現や秩序ある市街地形成のため、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境の形成を図る。特に都市地域においては、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備など、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図る。

工業用地については、環境の保全等に配慮し、グローバル化・情報化の進展等に伴

う産業の高付加価値化や構造変化、さらには地域産業活性化の動向等を踏まえ、工業生産に必要な用地の確保を図る。

商業用地などその他の宅地については、市街地再開発等による土地利用の高度化、中心市街地における商業の活性化並びに良好な環境の形成に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

また、郊外の大規模集客施設については、都市構造への広域的な影響や地域の合意形成、地域の景観との調和を踏まえた適正な立地を図る。

(7) その他

都市の低未利用地については、再開発用地や防災・自然再生のためのオープンスペース、公用施設用地、居住用地、事業用地等としての再利用を図る。耕作放棄地については、所有者等による適切な管理に加え、市民農園等都市住民による利活用など、多様な主体の参加を促進することなどにより、農用地としての活用を積極的に図るとともに、それぞれの地域の状況に応じた有効利用を図る。

また、瀬戸内海沿岸域については、環境の保全と県民に開放された親水空間としての利用を図るとともに、海岸の保全を図る。

第2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標については、目標年次を平成29年、人口と世帯数をそれぞれ190万人、73万世帯と想定し、次表のとおりとする。なお、目標の数値については、今後の経済社会の動向により変動する可能性がある。

表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位 : ha, %)

利用区分	年次 基準年次 平成18年	目標年次 平成29年	構成比	
			18年	29年
農用地	73,100	69,900	10.3	9.8
農地	70,800	67,600	10.0	9.5
採草放牧地	2,300	2,300	0.3	0.3
森林	483,900	483,800	68.0	68.0
原野	3,500	3,500	0.5	0.5
水面・河川・水路	31,000	31,200	4.4	4.4
道路	28,600	29,200	4.0	4.1
宅地	36,800	37,800	5.2	5.3
住宅地	21,200	21,600	3.0	3.0
工業用地	5,400	5,600	0.8	0.8
その他の宅地	10,200	10,600	1.4	1.5
その他	54,400	56,000	7.6	7.9
合計	711,300	711,400	100.0	100.0
(参考) 市街地	19,800	19,800	—	—

注 1) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

2) その他の宅地は、主に商業用地や官公署用地等である。

3) その他は、県土面積から各利用区分の面積を差し引いたものである。

4) 平成18年欄の(参考)市街地面積は、平成17年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

5) これまで本県における土地利用状況、人口、産業等の自然的、社会的条件を考慮して県南部と県中北部を区分して目標を設定していたが、今後の人団・世帯数の減少傾向や農地や森林の保全等、県内全域共通の課題が増加していることから、全県を一地域とする。

2 概要については、次のとおりである。

(1) 農用地については、農地転用や耕作放棄によって減少傾向にあるが、農業生産力の維持強化を図ることにより減少幅を縮小させることとし、69,900ha程度となる。

(2) 森林については、適切な整備と保全を図ることによりほぼ現状を維持し、483,800ha程度となる。

(3) 原野については、近年の推移から現状を維持し、3,500ha程度となる。

(4) 水面・河川・水路については、河川改修等により増加し、31, 200 ha程度となる。

(5) 道路については、一般道路等の整備により増加し、29, 200 ha程度となる。

(6) 宅地のうち住宅地については、増加はするものの世帯数の減少により伸びが鈍化することが見込まれ、21, 600 ha程度となる。

工業用地については、企業誘致の推進等により増加し、5, 600 ha程度となる。

その他の宅地については、低未利用地の有効利用等により伸びが鈍化し、10, 600 ha程度となる。

(7) その他については、他の土地利用の動向を踏まえて増加すると見込まれ、56, 000 ha程度となる。

(8) 市街地の面積については、人口・世帯数の減少により拡大傾向が鈍化することが見込まれるため現状のまま推移し、19, 800 ha程度となる。

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第2に掲げる事項を達成するためには、公共の福祉を優先させるとともに、それぞれの地域の独自性を踏まえた土地利用が図られるよう努める必要がある。

1 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用や、本計画及び県・市町村の土地利用に関する計画により、土地利用の計画的な調整を推進する。

2 地域整備施策の推進

地域の個性や多様性を活かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携を図ることにより、地域の特性に応じた地域整備施策を推進し、都市及び農山漁村における生活環境や自然環境を含めた総合的環境の整備を図る。

3 県土の保全と安全性の確保

県土の保全と安全性の確保のため、災害に強い県土づくりを推進する。

(1) 県土の保全

風水害、高潮、地震等への対応に配慮し、河川の流域全体の土地利用の調和を図りつつ、水系ごとの治水施設の整備や海岸保全施設など県土保全のための施設整備を推進する。

(2) 森林機能の向上

森林の持つ水源のかん養、山地災害の防止といった公益的機能の向上を図るため、河川の流域を基本的な単位とし、間伐等による森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設の整備等を進める。

このため、林業の担い手の育成を図るとともに林道の整備や高性能の機械の導入等を進め、林業・木材産業の強化を図る。あわせて、森づくりへの県民の理解と参加、山村における生活環境の向上を図るなど、森林管理のための環境を整備する。

(3) 県土の安全性の向上

基幹的交通や通信ネットワークの代替性の確保等を図るとともに、ライフラインの安全性の向上、オープンスペースの確保、危険地域についての情報の周知を図る。

4 環境の保全と美（うるわ）しい県土の形成

(1) 低炭素社会の構築

地球温暖化防止対策を推進するため、良好な大気の保全、太陽光・バイオマス等の新エネルギーの導入、都市における環境改善のための緑地・水面等の効率的な配置、公共交通機関の利用促進などに取り組み、環境負荷の小さな経済社会の形成に向けた適切な土地利用を図る。

また、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市等の緑の適切な保全・整備を図る。

(2) 循環型社会の形成

循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うため、環境の保全に十分留意しつつ、必要な用地の確保に配慮する。

(3) 生活環境の保全

生活環境の保全を図るため、騒音等の著しい交通施設等の周辺において、緑地帯の設置、建築物等の適切な配置等により土地利用の適正化を図る。

また、居住系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用を進め、必要に応じて緩衝緑地の整備を行う。

(4) 健全な水循環系の構築

農用地や森林の適切な維持管理、生活排水等の浄化の推進、水辺地等の保全による河川、湖沼及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復を図ることにより、健全な水循環系の構築を図る。

特に、児島湖をはじめとする湖沼等の流域における水質の保全のため、生活排水等による汚濁負荷の削減対策に努める。

(5) 自然環境の保全

ブナの原生林や天然杉の生育地等原生的な自然、野生生物の生息・生育に適した自然や景観のすぐれている自然については、規制等により適正な保全を図る。二次的な自然*については、農林業の振興とこれに伴う施設整備、さらに民間・N P O等による保全活動の促進を通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については、それぞれの地域の特性や状況に応じて自然の再生・創出を図る。

この場合、いずれの地域においても、生物の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止や生態系の維持・形成に配慮する。

* 二次的な自然・・・里地里山を構成する水田やため池、雑木林、採草放牧地など人が手を加えることによって管理、維持されてきた自然

(6) 歴史的・文化的風土の保存等

歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護等を図るため、開発行為等の規制と誘導を行う。

また、地域特性を踏まえた計画的な取組を通じて、都市においては、美しいまちなみや緑地・水辺の創出、農山漁村においては、棚田や里山などの保全により景観の維持・形成を図る。

(7) 大規模な開発行為等における環境への配慮

大規模な開発を行う場合には、その事業の実施に際し環境影響評価等を行うこと、公共事業等の位置・規模等の検討段階において事業の特性を踏まえつつ環境的側面の検討を行うことなどにより、環境への影響に十分に配慮し、土地利用の適正化を図る。

5 土地利用の転換の適正化

(1) 自然的・社会的条件の勘案

土地利用の転換を図る場合には、その影響に十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行う。

(2) 森林の利用転換

森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養*に留意し、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。

* 森林の保続培養・・・現存の森林資源の合理的、計画的な維持改善

(3) 農用地の利用転換

農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観等に及ぼす影響に留意し、農用地以外の土地利用との計画的な調整を図り

つつ、無秩序な転用を抑制し優良農用地の確保を図る。

(4) 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保や環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。

また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画等との整合を図る。

(5) 混住化の進行する地域等における土地利用の転換

農用地や宅地が混在する農山漁村において土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、関係する制度の的確な運用等により農用地と宅地相互の土地利用の調和を図る。

6 土地の有効利用の推進

(1) 農用地

農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、担い手への農用地の利用集積を促進する。また、利用度の低い農用地の有効利用を図るため、農業生産法人以外の法人へのリース方式による農業参入や都市住民による市民農園としての利活用等、地域の実情にあった必要な措置を図る。

(2) 森林

森林の多面的機能を高めるため、間伐等の推進、広葉樹林・針広混交林への誘導を図り、健全な森林を育成するとともに、林業の持続と発展を図る。

また、美しい景観や自然とのふれあい、癒しの場として価値の高い森林については、森林環境教育やレクリエーション利用の場として総合的な利用を図る。加えて、森林の整備や地球温暖化防止のため、県産材の積極的な利用及び木質バイオマスの利活用を促進する。

(3) 水面・河川・水路

治水・利水の機能や生物の多様な生息・生育環境の維持のために必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る。

(4) 道路

道路整備に当たっては、公共・公益施設の共同溝への収容、電線類の地中化、道路緑化等を推進し、良好な道路景観の形成と道路空間の有効利用を図る。

(5) 住宅地

安全・安心で美しく豊かな居住環境の整備を促進する。また、中心市街地における既存の住宅ストックの有効利用などによる街なか居住の促進や、耐久性に優れた住宅の普及等による住宅の長寿命化などを通じて持続的な利用を図る。

(6) 工業用地

戦略的な企業誘致活動等により、既存の工業団地のうち未分譲地等の利用促進を図るとともに、次世代の成長産業を見据えた工業用地の整備を進める。

(7) その他

耕作放棄地については、県土の有効利用並びに県土及び環境の保全のため、周辺土地利用との調整を図りつつ、担い手への利用集積等による営農の再開や市民農園、景観作物の植栽等による保全管理により、農用地としての活用を積極的に促進するとともに、農地への復元が著しく困難な土地については、豊かな自然環境の保全・回復に配慮し、森林への転換等農用地以外の有効利用を図る。

また、都市地域における低未利用地については、県土の有効利用及び良好な都市環境の形成のため、計画的かつ適正な活用を促進する。

7 協働による県土管理の推進

土地所有者以外の者が県土の管理に参加することにより、県土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起などの効果が期待できる。

このため、国、県、市町村や土地所有者等による適切な管理に加え、都市住民や企業・NPO等多様な主体による森づくり活動や農地の保全管理活動への参加、地産地消の推進による優良農用地の確保、住民参加による道路や河川の保全など、土地所有者、地域住民、行政、他地域の住民等多様な主体が様々な方法により県土の適切な管理に参画していく「協働による県土管理」を推進する。

8 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発等

県民の県土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、国土調査や土地基本調査等県土に関する基礎的な調査を推進し、その総合的な利用及び調査結果の普及・啓発を図る。

また、今後の県土の利用をめぐる経済社会の大きな変化を踏まえ、概ね5年後に本計画の総合的な点検を行う。